

環整第907号
平成31年3月5日

関係団体 御中

沖縄県環境部長
(公印省略)

ポリ塩化ビフェニル使用安定器の早期処理の周知・協力依頼について（通知）

日頃から、本県の廃棄物行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。さて、ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）により処理の期限が定められていますが、蛍光灯や水銀灯等の照明器具に含まれているPCBを使用した安定器（以下、「PCB使用安定器」という。）については、2021年3月31日までに処分を行うJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）に処分の委託を行う必要があります。

この期限までに処分の委託が行われない場合、所有者はPCB特別措置法の規定に基づく改善命令及び行政代執行の対象となり、処理後にその費用の請求を受けることとなります。

また、これまでの事例では、照明器具の一部の調査で「PCB使用安定器なし」と判断したものの、未調査のものに使用されていた事例もあります。

つきましては、貴団体の会員に以下の点について周知いただきますようお願いいたします。

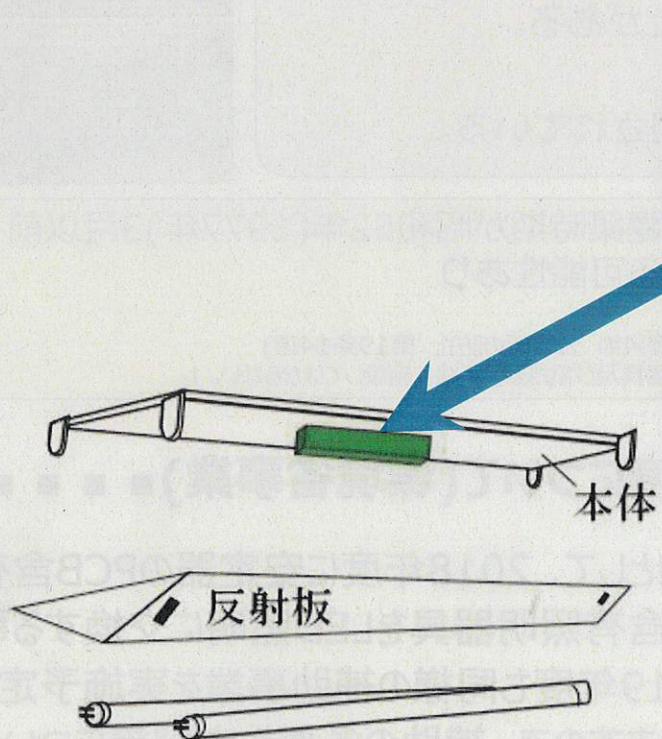
記

- 1 昭和52年（1977年）3月以前に建築又は改修された建物について、PCB使用安定器の使用・保管の状況を確認して下さい。確認に当たっては、普段職員が立ち入らない倉庫や屋外に設置されている外灯も含め施設内をくまなく確認して下さい。また、過去に取り外した照明器具又は安定器が残されている場合は併せて確認して下さい。
- 2 1の確認に当たり、PCB使用安定器の有無の確認方法や問合せ先等、PCB使用安定器に関する情報を掲載したウェブサイトを沖縄県ホームページ内に作成しましたので、御参照下さい。
○沖縄県ホームページ PCB使用安定器について
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo pcb/anteiki.html>

【担当】
環境整備課 産業廃棄物班
大城
TEL : 098-866-2231

PCB使用安定器をさがしています。

1977(昭和 52)年 3 月以前に建てられた、
アパート、店舗兼住宅、工場や倉庫などに
設置された古い蛍光灯や水銀灯は要注意!!



PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、**有害**です。
2021(平成 33)年 3 月末日までに
処分をお願いします。

【お問い合わせ】

沖縄県 環境整備課 098-866-2231
那覇市 廃棄物対策課 098-951-3231

PCB使用安定器の発見事例

● 照明更新の際に発見

照明をLED照明に切り替える際に発見。

● 照明器具内に残置されているものが発見

直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがある。

● 天井裏や壁際から発見

安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがある。

● 建屋工事の際に発見

施設耐震工事の際に発見されることがある。

● エレベーターから発見

エレベーター照明にも安定器が使用されている。



【建物由来で探すことが重要】 建物の建築時期が昭和52年(1977年)3月以前の場合、安定器にPCBが含まれている可能性あり

※昭和51年10月16日 通産省令70号

(電気設備に関する技術基準を定める省令(第1章 総則 第4節 公害等の防止 第19条14項)

「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。」

■ ■ ■ ■ 調査費用等への補助制度について(環境省事業) ■ ■ ■ ■

PCB含有照明器具の早期処理を目的として、2018年度に安定器のPCB含有の有無を調べる調査及び使用中のPCB含有照明器具をLED照明に交換する事業について補助制度を実施しました。2019年度も同様の補助事業を実施予定となっております。**調査前の事前申請**となりますので、補助の条件や内容等については、下記へお問い合わせください。

《参考》2018年度の補助内容

・調査する建物の建築、改修が昭和52年3月以前に行われていること。

補助率 ①調査事業 (1/10) (上限50万円)

②LED導入に係る事業 (1/2)

※補助事業は単年度のため、期間満了前に予算額に達した場合は、その時点で受付終了となります。

【お問い合わせ先】

沖縄県 環境整備課 098-866-2231

那覇市 廃棄物対策課 098-951-3231